

医科点数表の解釈 令和6年6月版

Web追補 No.21 (令和8年2月号)

令和8年2月9日作成

- 以下の省令・告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和8年1月28日 厚生労働省令第8号(令和8年4月1日施行)
 - 令和8年1月28日 厚生労働省告示第15号(令和8年4月1日適用)
 - 令和8年1月30日 保医発0130第2号(令和8年2月1日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](#)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)

【『医科点数表の解釈(令和6年6月版)』ウェブコンテンツ】

(https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaishaku/)

- ◆ 施設基準(基本・特掲)等の届出書・届出様式や、データでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。

頁	欄	行	変更前	変更後
544	右		<p>〔D012感染症免疫学的検査の「60」HTLV-I抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)の所定点数(425点)を準用する項目として追加〕</p> <p>◇ トキソプラズマIgG抗体アビディティは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)研究班による「トキソプラズマ妊娠管理マニュアル」に従い、トキソプラズマIgM抗体陽性でスピラマイシンを服用している妊娠満16週未満の妊婦において、CLIA法により血清又は血漿中のトキソプラズマIgG抗体アビディティを測定した場合に、原則として一連の治療において1回に限り、D012感染症免疫学的検査の「60」HTLV-I抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)の所定点数を準用して算定する。D012感染症免疫学的検査「14」のトキソプラズマ抗体と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。なお、医学的な必要性から、本検査を2回算定する場合又は妊娠満16週以降の妊婦に対して当該検査を算定する場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p style="text-align: right;">留</p> <p style="text-align: right;">(令 8. 1.30 保医発 0130 2)</p>	
544	右		<p>〔D012感染症免疫学的検査の「66」抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体の所定点数(12,850点)を準用する項目として追加〕</p> <p>◇ 抗AAVrh74抗体は、デュシェンヌ型筋ジストロフィー患者に対して、デランジストロゲン モキセパルボバクの適応の判定の補助を目的として、ECLA法により実施する場合に、D012感染症免疫学的検査の「66」抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体の所定点数を準用して、関連学会の定める適正使用指針において定められた実施施設基準を満たす保険医療機関において、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。ただし、2回以上算定する場合は、その医療上の必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p style="text-align: right;">留</p> <p style="text-align: right;">(令 8. 1.30 保医発 0130 2)</p>	
561	右		<p>〔D023微生物核酸同定・定量検査の「22」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの)、結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出の所定点数(963点)とD019細菌薬剤感受性検査の「3」3菌種以上の所定点数(310点)を合算して算定する項目として追加〕</p> <p>◇ ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出(喀痰/気管支肺胞洗浄液)は、重症肺炎と診断された場合であって、喀痰又は気管支肺胞洗浄液を検体として、30項目以上のウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子の検出をマイクロアレイ法(定性)により同時に行った場合に、D023微生物核酸同定・定量検査の「22」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの)、結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出とD019細菌薬剤感受性検査の「3」3菌種以上の所定点数を合算して、一連の治療につき1回に限り算定する。なお、検査を実施した年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>ア 本検査は、以下のいずれかに該当する場合に算定できる。</p> <p>(イ) A300救命救急入院料、A301特定集中治療室管理料、A301-4小児特定集中治療室管理料、A302新生児特定集中治療室管理料、A302-2新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料又はA303総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料を算定する病床で集中治療が行われた場合。</p> <p>(ロ) (イ)に掲げる病床以外の病床で、(イ)に掲げる病床で行われる集中治療に準じた治療が行われた場合。なお、この場合においては、治療内容を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>イ 一連の治療期間において別に実施した以下の検査については別に算定できない。</p> <p>(イ) D012感染症免疫学的検査「4」のマイコプラズマ抗体定性</p>	

頁	欄	行	変更前	変更後
			(ロ) D012感染症免疫学的検査「4」のマイコプラズマ抗体半定量 (ハ) D012感染症免疫学的検査「11」のウイルス抗体価(定性・半定量・定量)において算定対象として掲げられているもののうち、インフルエンザウイルスA型、インフルエンザウイルスB型、パラインフルエンザウイルスI型、パラインフルエンザウイルスII型、パラインフルエンザウイルスIII型又はRSウイルスに関する検査 (ニ) D012感染症免疫学的検査「22」のインフルエンザウイルス抗原定性 (ホ) D012感染症免疫学的検査「24」のRSウイルス抗原定性 (ヘ) D012感染症免疫学的検査「25」のヒトメタニューモウイルス抗原定性 (ト) D012感染症免疫学的検査「27」のマイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法) (チ) D012感染症免疫学的検査「36」のマイコプラズマ抗原定性(FA法) (リ) D012感染症免疫学的検査「38」のアデノウイルス抗原定性(糞便を除く。) (ス) D012感染症免疫学的検査「41」の肺炎球菌莢膜抗原定性(尿・髄液) (ル) D023微生物核酸同定・定量検査「6」のマイコプラズマ核酸検出、インフルエンザ核酸検出 (レ) D023微生物核酸同定・定量検査「7」のレジオネラ核酸検出 (ロ) D023微生物核酸同定・定量検査「13」の肺炎クラミジア核酸検出 (カ) D023微生物核酸同定・定量検査「17」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出 ウ 本検査は以下の施設基準及び対象患者の基準を満たした場合に限り算定可能とする。	
			① 施設基準 (イ)から(ハ)までのいずれにも該当すること。 (イ) 感染症に係る診療を専ら担当する常勤の医師(専ら感染症に係る診療の経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上又は臨床検査を専ら担当する常勤の医師(専ら臨床検査を担当した経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上配置されていること。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。 (ロ) 次のいずれかの施設基準の届出を行った保険医療機関であること。 ア A300救命救急入院料の「1」から「4」までのいずれか イ A301特定集中治療室管理料の「1」から「6」までのいずれか ウ A301-4小児特定集中治療室管理料の「1」又は「2」のいずれか エ A302新生児特定集中治療室管理料の「1」又は「2」のいずれか オ A303総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料 (ハ) A234-2感染対策向上加算の「1」又は「2」のいずれかの施設基準の届出を行った保険医療機関であること。	
			② 対象患者 i 又はiiのいずれかに該当すること。 i 小児においては、日本小児呼吸器学会及び日本小児感染症学会の「小児呼吸器感染症診療ガイドライン」における小児市中肺炎の重症度分類で重症と判定される患者 ii 成人においては、日本呼吸器学会の「成人肺炎診療ガイドライン」における市中肺炎若しくは医療・介護関連肺炎の重症度分類で重症以上又は院内肺炎の重症度分類で中等症以上と判定される患者	留 (令 8. 1. 30 保医発 0130 2)
1137	一	上から7行目	(最終改正：令和7年10月22日 厚生労働省令第103号) [黄色網かけはWeb追補No. 18等にて改正済み]	(最終改正：令和8年1月28日 厚生労働省令第8号)
1140	右	◆	「第11条の3」の次に以下のように追加 (法第70条の2第1項第二号の厚生労働省令で定める要件) 第11条の4 法第70条の2第1項第二号の厚生労働省令で定める要件は、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定による臨床研修又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の2第1項の規定による臨床研修を修了した者であって、次の各号のいずれかに該当することとする。	
			一 保険医療機関(医師の場合は、病院に限る。)において保険医として3年以上診療に従事した経験のある者であること。 二 法第63条第3項第二号又は第三号に掲げる病院又は診療所(医師の場合は、病院に限る。)において3年以上診療に従事した経験のある者であること。 三 医療法第30条の23第2項第一号に規定する計画の適用を受け、現に当該計画に基づき診療に従事している者又は当該計画の適用後3年以内の者であること。 四 一般社団法人日本専門医機構が認定する基本領域の専門医の資格を持つ者その他これに準ずる者であること。	

頁	欄	行	変更前	変更後
			<p>五 矯正医官，医師又は歯科医師である自衛官その他の公務員として5年以上勤務した経験のある者であること。</p> <p>六 第一号，第二号又は前号の要件のうちいずれかの要件に係る期間の合計が5年を超える者であること。</p> <p>七 緊急に保険医療機関の管理者の地位を承継する者その他やむを得ない事由がある者であること。</p> <p>(保険医療機関の管理者の責務)</p> <p>第11条の5 保険医療機関の管理者は，法第70条の2第2項に規定する責務のほか，次に掲げる責務を果たさなければならない。</p> <p>一 当該保険医療機関に勤務する保険医が第2章に定める保険医の診療方針等を遵守するよう監督すること。</p> <p>二 当該保険医療機関における療養の給付に関する厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請，届出等に係る手続及び療養の給付に関する費用の請求に係る手続が適正に行われるよう監督すること。</p> <p>三 当該保険医療機関における診療録の記載及び整備並びに療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録の保存が適正に行われるよう監督すること。</p> <p>四 当該保険医療機関に勤務する医師，歯科医師，薬剤師その他の従業者の連携を図るとともに，地域の病院若しくは診療所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p style="text-align: right;">【令和8年4月1日施行】</p>	
1172	一	上から5行目	<p>(最終改正；令和7年10月22日 厚生労働省告示第286号)</p> <p>[黄色網かけはWeb追補No. 18等にて改正済み]</p>	<p>(最終改正；令和8年1月28日 厚生労働省告示第15号)</p>
1175	左	◆	<p>「第11条の3」の次に以下のように追加</p> <p>(保険医療機関の管理者の責務)</p> <p>第11条の4 保険医療機関の管理者は，健康保険法第70条の2第2項に規定する責務のほか，次に掲げる責務を果たさなければならない。</p> <p>一 当該保険医療機関に勤務する保険医が第2章の規定を遵守するよう監督すること。</p> <p>二 当該保険医療機関における療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に関する厚生労働大臣に対する申請，届出等に係る手続並びに療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養に要する費用の請求に係る手続が適正に行われるよう監督すること。</p> <p>三 当該保険医療機関における診療録の記載及び整備並びに療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養の取扱いに関する帳簿及び書類その他の記録の保存が適正に行われるよう監督すること。</p> <p>四 当該保険医療機関に勤務する医師，歯科医師，薬剤師その他の従業者の連携を図るとともに，地域の病院若しくは診療所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p style="text-align: right;">【令和8年4月1日適用】</p>	
1180	一	上から5行目	<p>(最終改正；令和7年11月11日 厚生労働省告示第299号)</p> <p>[黄色網かけはWeb追補No. 18等にて改正済み]</p>	<p>(最終改正；令和8年1月28日 厚生労働省告示第15号)</p>
1180	左	下から3行目	薬担規則	<p>保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号。以下「薬担規則」という。）</p> <p style="text-align: right;">【令和8年4月1日適用】</p>
1185	左	◆	<p>「第十二」の次に以下のように追加</p> <p>第十二の二 薬担規則第2条の3第1項第一号及び療担基準第25条の3第1項第一号の別に厚生労働大臣が定める要件</p> <p>医療法第30条の4第1項に規定する医療計画におけるへき地に所在する保険薬局に設置されていること</p> <p style="text-align: right;">【令和8年4月1日適用】</p>	
1185	右	上から11～12行目	<p>保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「薬担規則」という。）</p>	<p>薬担規則</p> <p style="text-align: right;">【令和8年4月1日適用】</p>

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://x.com/ika_kaishaku

X (旧Twitter) では医療図書のご案内や追補などの情報提供，その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。